入札告示の訂正

札幌市告示第 2340 号

令和２年４月 20 日付札幌市告示第 2197 号の一部を下記のとおり改める。

令和２年４月 27 日

札幌市長　秋　元　克　広

記

1　入札書の提出方法の訂正

(1)入札告示「６⑵入札書の提出方法」を次のとおり訂正する。

訂正前　：入札箱への投函（送付及び電送による提出は認めない。）

訂正後　：入札書は、郵送又は持参により提出すること。

(2)入札告示「６⑶開札」を次のとおり訂正する。

訂正前　：入札終了後直ちに上記(1)の場所にて行う。

訂正後　：上記(1)の場所にて行う。

(3)入札説明書「６⑵入札書の提出方法」を次のとおり訂正する。

訂正前　：入札書は、別紙１の様式にて作成し、上記⑴の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

訂正後　：入札書は、別紙１の様式にて作成し、郵送又は持参により提出すること。（受領期限：令和２年５月 15 日（金）９時 30 分（必着とする。））

なお、郵送又は持参する場合にあたっては以下に留意すること。

ア　入札書を郵送により提出する場合

二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和２年５月 15 日（金）９時 30 分開札「令和２年度札幌市地番データ更新業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに提出しなければならない。また、代理人が入札する場合にあたっては、委任状（別紙２）は入札書に同封せず外封筒に入れること。

イ　入札書を直接持参する場合

封筒に入れ封印し、かつ、上記アのとおり記載し、上記２あてに提出しなければならない。また、代理人が入札する場合にあたっては、委任状（別紙２）は入札書に同封せずに提出すること。

ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4)入札説明書「６⑺開札」を次のとおり訂正する。

訂正前：ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙２）を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

訂正後　：ア　開札は、上記６(1)の場所において行う。入札者又はその代理人は立会うことができる。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙２）を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。再度の入札についても、郵送又は持参による。